

台風等非常事態（警報発表時）における規定

奈良県立国際中学校・高等学校

1 警報または特別警報が、県内の全域、または奈良市、生駒市のいずれかに発表された場合

- ① 午前6時現在で警報または特別警報が発表されている場合は、自宅で待機する。
- ② 登校中に警報または特別警報の発表を確認した場合は、直ちに帰宅し、自宅で待機する。ただし、学校へ避難する方が安全と判断すれば、速やかに登校する。
- ③ 午前7時まで（午前7時を含む）に警報または特別警報が解除された場合は、第2限から授業を開始する。なお、登校には十分注意し、危険が感じられる場合には学校へ連絡するとともに、自宅で待機する。
- ④ 午前10時まで（午前10時を含む）に警報または特別警報が解除された場合は、安全に留意し登校する。なお、登校には十分注意し、危険が感じられる場合には学校へ連絡するとともに、自宅で待機する。
- ⑤ 午前10時現在で警報または特別警報が継続して発表されている場合は、臨時休業（家庭学習）とする。

2 警報または特別警報が、奈良市、生駒市を除くいずれかの市町村名で発表された場合

- ① 警報または特別警報が発表された市町村に居住している生徒は、上記1の①～⑤に従う。
- ② 警報または特別警報が発表された市町村以外に居住している生徒は、安全に留意し登校する。なお、登校には十分注意し、危険が感じられる場合には学校へ連絡するとともに、自宅で待機する。